

## 「学校給食衛生管理基準」の在り方に関する検討の進め方について（案）

### 1. 背景・目的

- 学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 9 条第 1 項に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準として文部科学大臣により定められた。
- 当該基準は、学校給食施設を含む大規模な調理施設に適用される「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添。厚生労働省生活衛生局長通知。）を参照しつつ、学校給食が大人ではなく児童生徒を対象としていること、教育的側面も有していることなど、学校給食特有の事情等も考慮しながら、学校給食を適切に実施するために必要な衛生管理について策定したものである。
- 現行基準の策定から 15 年以上が経過し、その間、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）や「大量調理施設衛生管理マニュアル」が複数回改正されるなど、食品衛生管理の在り方が変化している。また、調理・保存設備の性能向上により高度な温度管理や衛生管理を行える環境の整備も可能な状態にある。
- 他方、「学校における働き方改革」の推進による勤務環境の改善や、配送現場等のリソース不足といった課題に対応するための「物流効率化法」の施行など、学校給食の維持・運営に関する社会環境も大きく変容している。
- これらを踏まえ、学校給食における一層の衛生管理の徹底を図るとともに、科学的根拠に基づきつつ、現場の実態に即した運用の合理化や社会環境の変化にも適応した持続可能な供給体制の構築を実現するため、基準全体の見直しを行う。

### 2. 検討が必要な事項（案）

#### ○ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」の累次の改正の反映

「大量調理施設衛生管理マニュアル」は、これまで複数回改正が行われており、現行の学校給食衛生管理基準には規定されていない事項や、同一の内容で記載ぶりが異なる事項も存在しているため、学校給食の適切な実施のために必要な事項については新たに規定・改正することが必要ではないか。

#### ○ 食品衛生管理を取り巻く状況の変化を踏まえた改正

学校給食衛生管理基準の策定後、食中毒防止のための処理方法に関する科学的知見の蓄積等、この間の食品衛生管理を取り巻く状況の変化を踏まえた改正が必要ではないか。

#### ○ 社会環境の変化やこれまで運用する中において明らかとなった課題を踏まえた改正

学校給食衛生管理基準の策定以降の社会情勢の変化を踏まえ、学校給食の適切な実施に必要な衛生管理の質を担保しつつ、現場の負担軽減に資するため、見直しの余地がある部分はないか。

また、学校給食の円滑な実施には、食材生産者、食材納入事業者、調理等業務受託者など、関係事業者との協力も重要な要素であるところ、食材の検収の在り方など、学校現場、事業者双方にとって実現可能な衛生管理の在り方について見直しの余地はないか。

### 3. 今後の進め方

- 見直しに当たっては、科学的知見はもとより、学校現場や調理・配送の実態に即した検討を行うため、専門家や関係団体等へのヒアリングを実施し、広く意見を聴取しながら具体的な改正案の策定を進めることとする。